

第10問

A市には建築主事が置かれている。A市内にBが建築物を建てたところ、近隣住民Cは、当該建築物が違法建築物であると考え、A市の市長であるXが建築基準法9条1項に基づく当該建築物の除却命令を発動しないことに不満であった。そこで、Cは、行政手続法36条の3第1項に基づき、Xに対し、申出を行った。この場合、行政手続法によれば、Xは、いかなる義務を負うか。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

必	要	な	調	査	を	行	い	、	そ	の	結	果	に	基
づ	き	必	要	が	あ	る	と	認	め	る	と	き	は	、
除	却	命	令	を	す	る	義	務	を	負	う			

10

15

(43字)

解説

■処分等の求め（行政手続法 36 条の 3）

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる（行政手続法 36 条の 3 第 1 項）。

当該行政庁又は行政機関は、この申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない（同条 3 項）。

なお、申出の結果について、申出人に通知を求める法律上の権利までを付与したものではなく、通知義務はないとされている。